

一般社団法人千葉県トラック協会女子部会規約

(名称、所在地)

第 1 条 本会は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」とする。）女子部会と称する。

事務局は、千葉市美浜区新港 212-10 千ト協内に置く。

(部会の所属)

第 2 条 本会は千ト協 総務企画委員会の下に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、女性経営者(経営者の夫人等を含む)、女性役員及び管理職の女性社員が結集し、部会員の親睦と交流の輪を広げ、研鑽を重ね、資質の向上を図るとともに社会貢献活動等を通じて、トラック運送業界の地位の向上と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 事業経営に資する知識習得のための研修及び情報交換
- (2) 資質の向上と部会員相互の信頼関係を構築する為の事業
- (3) 他の組織との交流や視察研修等の開催及び参加
- (4) 千ト協が行う社会貢献活動などの諸活動への協力
- (5) その他千ト協が必要と認める事業

(会 員)

第 5 条 本会の部会員は、協会会員事業者の女性経営者(経営者の夫人等を含む)、女性役員及び管理職の女性社員等で部会長が認めた者。

2. 部会員の入会及び退会は、届け出をもって生ずる。

(役 員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 部 会 長 1名
- (2) 副 部 会 長 3名以内
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 監 事 2名以内
- (5) 直前部会長 1名(規約第7条を準用する。)

(役員を選任)

第 7 条 役員は、部会総会において部会員の中より選出する。

ただし、部会長及び副部会長、幹事、監事は役員の内選とする。

部会長を退任した場合は、直前部会長として役員に残ることができる。

ただし、本人の意向を優先する。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は 2 年とし、再選を妨げない。

2. 補充のために選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第 9 条 役員は、役員会を構成し会務を執行する。

- (1) 部会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故ある時は部会長の職務を代行する。
- (3) 幹事は、この会の事業を企画し、役員会の議を経て執行する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査し、部会総会にその結果を報告する。

(顧問及び相談役)

第 10 条 本会は必要により、顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、役員会・部会総会の同意を得て、部会長が委嘱する。

(会議の種類)

第 11 条 会議は部会総会及び役員会(正副部会長会・幹事会)とする。

また、第 4 条の事業遂行のため、必要により委員会等を置くことができる。

(部会総会)

第 12 条 部会総会は、部会総会及び臨時部会総会とする。

2. 部会総会は、年 1 回開催するものとし、毎年事業年度終了後 2 ヶ月以内に、部会長が招集する。
3. 臨時部会総会は、部会長が必要と認めたとき又は会員の 3 分の 1 以上から文書をもって請求があった時に、部会長が招集する。

(部会総会の議決事項)

第 13 条 部会総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) その他重要事項

(部会総会の成立並びに議決方法)

第 14 条 部会総会は、部会員の過半数(委任状を含む。)により、成立し議事は出席者過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 部会総会の議長は、部会長又は部会長が指名した者がこれに当たる。

(部会総会の議決権の行使)

第 15 条 会員は、部会総会における議決権の行使を会員である代理人に委任し、または、書面で行うことができる。

(役員会)

第 16 条 役員会は部会長、副部会長、幹事、監事をもって構成する。

2. 役員会の中に、正副部会長会、幹事会を置く。
3. 正副部会長会には、必要に応じ幹事、監事の出席を求めることができる。
4. 幹事会には、幹事・正副部会長のほか、監事の出席を求めることができる。

(役員会の運営及び議決事項)

第 17 条 役員会は会務の執行に当たるほか、次の事項を議決する。

2. 部会総会において、委託された事項
3. その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(役員会の定足数)

第 18 条 役員会の定足数は、過半数とする。可否同数の場合は議長がこれを決する。

(会 計)

第 19 条 本会の事業は、部会費及び千ト協の予算を基に執行する。

2. 本会は、事業運営の費用に充てるため、会費を徴収することができる。
3. 会費の額等の詳細については、別途定める。

(事業年度)

第 20 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(会則の変更)

第 21 条 この会則は、部会総会において出席会員の 3 分の 2 以上の議決を得て変更することができる。

(細 則)

第 22 条 この会則に定めるもののほか、本会の事業運営上必要な細則は役員会の議決を得て、部会長が定める。

(資格喪失)

第 23 条 会費を著しく滞納(1 年間)した部会員は、役員会で審議の上 退会したものと
する。

(付 則)

1. 本会則は設立総会の日より施行する。
2. 初年度事業及び会計年度は、第 20 条の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成 29 年月 31 日までとする。
3. 平成 29 年 5 月 10 日一部改正。
4. 令和 4 年 5 月 19 日一部改正。

千葉県トラック協会女子部会規約 第19条に基づく細則

1. 会費の額及び徴収方法

会費は、年間 12,000 円とする。(12,000 円／一人当たり)

本会部会総会後 2 カ月以内に納入すること。

途中入会者は、入会日の翌月分から月額(1,000 円／月)をまとめて納入すること。

必要に応じて、臨時会費を徴収する。

千葉県トラック協会女子部会規約 第22条に基づく細則

2. 旅費規程

役員(正副部会長・幹事・監事)が下記①②③について出張した場合。

① 役員会 (正副部会長会 幹事会)

野田. 香取. 銚子. 海匝. 房州の 5 支部選出役員 一律 3,000 円

その他 11 支部選出役員 一律 2,000 円

② 全ト協・関東ブロック研修見学会等

東京 一律 3,000 円

東京以外の関東各県への旅費は実費とする。

宿泊を伴う場合は 10,000 円を限度

③ 正副部会長が他ブロックの出張した場合。

旅費(実費) 宿泊(10,000 円限度)

3. 慶弔規程

(1)この規程は、部会員に対する慶弔に関する事項を定める。

(2)県ト協に届いた訃報等は、部会員に周知する。

(3)部会員、部会員の配偶者、父母、子がなくなったときは、弔電・1 万円を送る。

(4)本規程に定めのない事項については、その都度 正副部会長が協議し決定する。

4. 役員改選規程

規約第 7 条の役員の選任については、次の規程により新役員を選任する。

役員の改選については、役員改選年の 1 月までに、下記 1、2、3、に基づき、次期役員候補を指名し、役員会の議を経て、部会総会の承認を得る。

記

1.次期幹事予定者・監事予定者の指名

部会長、副部会長、幹事、監事は、役員会での議を経て、次期幹事候補、次期監事候補を指名する。

2.次期部会長候補者の指名

部会長は、次期幹事候補の中から部会長候補を指名する。

3.次期副部会長候補の指名

部会長候補は、次期副部会長候補を指名する。